

所管事務調査（先進地視察）報告書

総務常任委員会

《期 日》平成18年11月14日(火)～15日(水)

《視察先》長野県飯田市・中川村

《目 的》本委員会が所管する地域情報化及び交通対策に関する事項について、先進地の取り組みを調査・研修するため

《方 法》中型マイクロバス

《視察者》井谷委員長、森口副委員長、石河委員、奥野委員、川村委員、田茂井委員、松田委員、松本聖委員、(事務局)浜上課長

【長野県飯田市】

- 1 視察年月日 平成18年11月14日(火)
- 2 視察内容 地域情報化について
 - 1 CATV、コミュニティFMと防災について
 - (1) 財政支援(出資金等)について
 - (2) 行政との連携について
 - (3) 市の番組制作について
 - (4) 防災行政無線との役割について
- 3 視察対応者 尾澤議会事務局長・田中議会事務局調査係長・木下企画部情報推進課長・吉川企画部情報推進課情報システム係長
- 4 視察概要

飯田市の概要

飯田市は、日本のほぼ中央に位置し、長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市で、人口は約10万8千人、天竜川兩岸に広がる面積は約659 km²。東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、山すそは扇状地と段丘が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。

古くから東西日本を結ぶ文化の回廊の要地として栄えた。りんご並木や天竜峡のあるまち、民族文化の息づくまちとして知られ、また人形劇のまちとして広く親しまれている。

明治22年町制を布き、昭和21年4月には上飯田町と合併し、飯田市として新しく発足。以来、昭和31年9月には座光寺・松

尾・竜丘・伊賀良・山本・三穂・下久堅の 7 カ村と合併、昭和 36 年 3 月に川路村と合併、昭和 39 年 3 月に龍江・千代・上久堅の 3 カ村と合併、昭和 59 年 12 月に鼎町と合併、平成 5 年 7 月に上郷町と合併、平成 17 年 10 月に上村・南信濃村と合併し、静岡市、浜松市と隣接する都市となった。

雄大な二つのアルプスに囲まれた豊かな暮らしを将来にわたり維持していくため、第 5 次基本構想策定への着手、土地利用計画の検討開始、地域経済化プログラム 2006 の策定を行い、人材育成と産業振興に取り組んでいる。

(1) 財政支援（出資金等）について

株式会社飯田ケーブルテレビ

(株)飯田ケーブルテレビは、資本金 1 億 6,860 万円により昭和 61 年 5 月に設立。常勤役員は 3 名、従業員は 27 名で今年 4 月時点においては、サービス区域内世帯数(31,091 世帯)の 46%にあたる 14,432 世帯が加入している。飯田市の会社への出資額は当初 20 万円であったが、上村及び南信濃村との合併に伴い両村の出資金を合わせ 2,020 万円となった。他の財政支援は行っていない。なお、ケーブルテレビの料金は、加入金が 1 台目は 38,000 円(竜東は 34,650 円)で、2 台目以降は 10,000 円。月額料金は 1 台目が 3,150 円、2 台目以降は 1,575 円。

飯田エフエム放送株式会社

飯田エフエム放送(株)(Iステーション)は、資本金 9,000 万円で平成 13 年 5 月に設立。役員は 7 名、従業員は 4 名で、飯田市周辺をサービスエリアとしてタウン情報(地域のイベントや話題、市民活動のお知らせ)、地域経済情報(商工業や農業等に関するお知らせ)、広告(地域産業の廉価によるコマーシャル媒体)、医療福祉情報(休日当番医や保健、福祉に関する情報)、行政情報(行政各機関からのお知らせ)、議会情報、災害防災情報(災害防災に関する緊急情報)を 24 時間放送している。飯田市の会社への出資額は 400 万円。また、開局経費(イニシャルコスト)1 億 5,000 万円の半額を補助している。

(2) 行政との連携について

株式会社飯田ケーブルテレビ

平成 12 年に策定された「飯田市地域情報化基本計画」に沿って平成 14 年に「テレトピア計画」が見直され、この計画の推進事業者として次のような地域情報化を担っている。

- ・ 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(H12~14)

- ・ 竜東地区CATVの業務委託及びセンター設備の共用
- ・ 伝送路を地域イントラネット網として活用
- ・ 行政広報番組の制作放送委託
- ・ 緊急時の市民向け情報伝達

「テレトピア計画」:平成2年度に飯田市がテレトピア構想モデル都市に指定された際、タウン情報システム 市民情報システム 行政情報システムの三つのシステムが柱となって策定された計画

飯田エフエム放送株式会社

同社においてもケーブルテレビ会社同様、テレトピア計画の推進事業者として次のような地域情報化を担っている。

- ・ 行政広報番組の放送委託
- ・ 緊急時の市民向け情報伝達

(3) 市の番組制作について

株式会社飯田ケーブルテレビ

「テレビ広報」は、毎月1本15分から20分程度の番組として同社が制作し、放映はコミュニティチャンネル(2ch)により、広報紙「広報いいだ」の特集内容に基づき1日3回行われている。また、市役所からのお知らせ「市民だより」は、1日6回放送され、市議会の開催時にはその模様も生中継されている。

制作費は、広報関係は年間契約で約1,000万円。議会中継は1議会につき40万円程度。

飯田エフエム放送株式会社

市の各部署が企画担当して制作された「かざこし歳時記」は、毎週月曜日から金曜日に1日1回30分放送。また、市役所からのお知らせ「広報いいだの風」は、1日3回20分ずつ放送されている。

制作費は、年間契約により約2,000万円(市の助成金を含む)。

(4) 防災行政無線との役割について

株式会社飯田ケーブルテレビ

ア 分担と運用

防災行政無線の放送内容を「オフトーク通信放送」で同時放送しているほか、その内容を再送信している。

イ 課題

都市型のケーブルテレビ網の整備を行ってきた竜西地域

(天竜川の西側)に対して、竜東地域(天竜川の東側)は複雑な地形の中に集落が散在しており、民間ベースでの情報インフラの整備が進まない状況にあるため、「県営中山間総合整備事業」によりケーブルテレビの整備を行っている。2011年から始まる地上デジタル放送への対応や、デジタル化に伴う緊急放送への対応(デジタル放送用のSTBには緊急放送信号機がないことから)をどのようにしていくべきか、また平成17年10月に合併した上村・南信濃村へのCATV網が接続されていないという大きな課題が残されている。

飯田エフエム放送株式会社

ア 分担と運用

リアルタイムではないが、DJが防災行政無線の内容を聴取し、番組内で適宜放送を行っている。

イ 課題

飯田FMの放送電波の到達区域が市内全域に及ばない(約80%)ことや緊急信号を流すと電源が自動的にONとなる「緊急警報放送と緊急告知FMラジオ」の導入、臨時災害放送局への対応等が課題である。

6 視察所見

飯田市の地域情報化は平成2年のテレトピア計画の策定から始まり、オフトーク通信、CATV整備事業、また、民間ケーブルテレビ局の開設など比較的恵まれた環境の中で取り組みが進められて来た。ハード整備中心ではなく「産業づくり」「都市づくり」「人づくり」の3つの重点目標を達成するためのツール(道具)として位置付け、活用されていた。

京丹後市では、民間企業による情報サービスの提供が極めて少なく、情報格差の条件不利地域(ディバイド地域)と言え、情報通信基盤の整備そのものが急務であると言えるが、厳しい財政状況のなかで、全ての情報通信基盤をすぐに整備できるはずもなく、市民ニーズと優先順位をしっかりと見極めながら「京丹後市地域情報化計画」をスピーディに推進することが重要である。

コミュニティFMについては、開局から5年が経過したが経営状況は厳しく、行政の支援がないと今後も苦しい運営を予測されていた。京丹後市でも行政が財政支援し設立することは容易だが、運営経費の支援もしなければ安定した経営は厳しい状況と考える。しかし、行政が支援する理由としては、災害時の重要な情報伝達手段でもあり、この議論をしっかりとしておく必要がある。

ケーブルＴＶについては、加入率と利用料のバランスが重要で、加入見込みや市民のニーズを的確につかみ、十分検討しながら利用料を設定しないと、一部の人の満足だけに終わってしまう心配がある。

本委員会としては、飯田市の視察で参考となった以下の点について「京丹後市地域情報化計画」を再度検証したい。

行政の広報手段として、平時には効率よく、有事には確実に統一性をもって情報を発信できるか。また、その役割・費用分担は明確か。

ケーブルＴＶによる情報伝達は、自主制作番組を除けば他の手段でも伝達可能であり、受益と負担のバランスが加入意欲を喚起するものか。

コミュニティＦＭの電波は、サテライト局を設置し補完すれば、全市域に確実に到達するのか。

地域情報化で単に情報のやりとりが広域化・高速化するだけでなく、どんなまちがつくられ、どんな課題が解決できるのかが明確になっているか。

【長野県中川村】

- 1 視察年月日 平成 18 年 11 月 15 日（水）
- 2 視察内容 公共交通対策について
 - 1 交通計画策定事業について
 - (1) 背景（見直し以前の課題）
 - (2) 経過（見直しの手順）
 - (3) 現状（費用対効果）と新たな課題
 - (4) 村民の声等
- 3 視察対応者 前原議長・市瀬助役・米山総務課長・小林総務課交通係長
- 4 視察概要

中川村の概要

中川村は、昭和 33 年 8 月 1 日南向村と片桐村が合併し、新村として発足。県の南部伊那谷のほぼ中央で上伊那郡の最南端に位置する。村のほぼ中央を蛇行し南流する天竜川が、竜東南向地区と竜西片桐地区を画然と 2 分する。北は飯島町と駒ヶ根市、東は大鹿志村、南から西にかけては松川町と接している。

竜東地区においては、南北に伊那山地が走り急傾斜が多く、複雑な地形を呈しており、南端には小渋川が伊那山地を分断して天竜川に流れている。また、平坦地が少ないため耕地には適していないものの、近年では果樹栽培が盛んに行われている。一方、竜西地区においては、天竜川沿岸と段丘上に平坦な農地

が多く、比較的規模の大きな農業経営が行われている。また、本村の主要幹線道路である国道 153 号が走り、沿道に商店街が形成されている。

村の総面積は 77.05 km²で、東西 15 km、南北 10 km、周囲 41.4 kmとなっており、また、標高は 465m ~ 1,688mと標高差のある変化に富んだ地形である。

年間降雨量は、1,350mm 前後で、梅雨期と秋雨期にまとまった降雨が見られ、年間気温は飯田市等とほとんど変わらず、平均で 12~13 となっている。積雪量は交通に支障を生じるような積雪はほとんど観測されないものの、標高 1,000mを越すと、70~80cmの積雪が見られる。

(1) 背景について

民間バス事業者による複数の営業バス路線により、地域住民の足の確保がされていたが、人口の減少及びマイカーの普及に伴う利用者の減少から不採算路線となり、昭和 45 年の民間事業者バス路線廃止を受け、全国初となる過疎バス(80条許可)路線を開設するとともに、民間事業者への補助・委託等により路線バス運行を行うなど、時代の要望に合わせ行政が主体となって地域住民の足を確保するため、バス運行事業を行ってきた。

平成 15 年度時点において、7 事業 9 路線とその要望・需要に併せた路線がそれぞれバラバラに運行しており、また、利用者の減少・事業費の削減等、課題が浮き彫りとなっていた。

そのような中、平成 15・16 年度の 2 カ年にわたる中山間地域等生活交通確保支援事業(長野県)のモデル 5 市町村の一つとして採択され、長野県から生活交通確保支援アドバイザーの派遣を受け、それまで様々な形態により運行していたバス路線を中心に地域交通システム全体を見直すこととなった。

(2) 経過について

村の新しい交通システムを構築するため、住民参加による交通計画策定委員会を組織し、遠距離通学・通院・買い物サポート(シビルミニマム) JR への接続強化(利便性) NPO 法人との協議(地域づくり) 間伐材によるバス停整備、ハイブリッド車両購入(環境) 村車両の有効活用(効率性)などを検討するとともに、アンケート調査の実施や地区・各種団体への説明会を開催した。

また、それまで様々な要望に合わせ各部署において整備してきた生活交通確保のための事業(バス路線(21 条・80 条)及び戸口輸送サービス)について、すべての事業を対象に見直しを

行い、効率的かつ効果的なバス運行事業及び戸口輸送サービスの構築を目指してきた。

(3) 現状と新たな課題について

村営巡回バス運行事業(事業主体：中川村、運転業務委託先：NPO法人)

村営巡回バス運行事業については、村内を運行している9路線のバス(直営・委託・補助)について見直しを行い、3路線の巡回バスに9路線の機能を集約して学生から高齢者まで、全ての地域住民が利用しやすいダイヤ編成を心がけるとともに、1乗車200円、年間定期10,000円と安価な利用料金を設定することにより、利用者の増加を図っている。また、事業に使用する車両を村所有のマイクロバスとし(80条許可)、公有財産の有効活用を図るとともに、NPO法人へ運転業務を委託することにより、事業に係る欠損額の削減を行っている。(見直し前に比べ約25%削減)

過疎地有償運送事業(事業主体：NPO法人)

過疎地有償運送事業については、国の規制緩和により可能となった「自家用車による有償運送サービス」を導入し、村のバス運行事業では対応できない戸口から戸口への輸送手段を確保するとともに、バス運行の空白となる地域・時間帯をカバーしている。また、地域交通システムとしてのつながりを保たせるため、村営巡回バス定期券所有者への割引実施による利用者負担の軽減と双方の利用促進を図っている。

村内の移動手段を主な目的とし、近隣タクシー事業者への影響を考慮した上で、運行範囲・利用方法・利用対象者等に制限を設け、有償運行協議会の合意内容に沿った運行を行っている。利用者は、会員登録制とし、利用に当たっては利用日の2日前までの予約制。

福祉有償運送事業(事業主体：中川村、委託先：中川村社会福祉協議会)

福祉有償運送事業については、国の規制緩和により可能となった、要介護者の戸口から戸口への輸送手段である「自家用車による有償運送サービス」を導入し、有償運行協議会の合意内容に沿い、単独では他の公共交通機関の利用が困難な交通不便者の外出支援を行っている。利用者は、会員登録制とし、利用に当たっては利用日の2日前までに予約が必要で、料金は2kmまでが200円、以後2kmごとに100円が加算され、

運行範囲も限定されている。

今後の検討課題

今後、村営巡回バス運行事業・過疎地有償運送事業・福祉有償運送事業が地域に根ざしたものとなっていくためには、常に利用者のニーズを把握し、即座に対応していくことが必要となる。また、施行実験中に明らかになった課題については、関係各方面との調整事項が多く、今後も地域住民・NPO法人・社会福祉協議会・村が連携・強力・協働し、継続して検討を行っていくことが必要である。

(4) 村民の声等について

地域のNPO法人と協働で地域の生活交通を確保することにより、以前の民間バス事業者の運行体制よりも、顔見知りの運転手が運転業務に就く機会が増え、運転手とのコミュニケーションの機会も増えている。さらにNPO法人も幅広い年齢層の方が参画され、NPO法人内及び利用者との世代間の交流も進んでいる。この顔が見えるサービス展開が、利用者が気楽・気軽に利用できることにもつながっている。

また、NPO法人による過疎地有償運送事業については、村営巡回バスではカバーできない地域・時間帯等を埋めるため導入されており、バス運行事業と過疎地有償運送事業の両事業者が互いに補完することにより、地域内の全ての交通不便者の買い物、通院、通学等生活交通確保につながっている。

村が社会福祉協議会に委託する形で行っている福祉有償運送事業については、NPO法人では対応の難しい介助が必要な方を利用者とする事により、NPO法人の事業とのすみ分けが図られている。この事業により、介助が必要な方についても、自分の足で買い物・通院等ができるようになり、生きがいの活動の支援にもつながっている。

6 視察所見

広大な面積を持つ京丹後市では、公共交通が利用できない地域が点在する一方で、1億円近い財政支援をして民間のバス運行を維持している。その中で、地域交通会議の開催や200円バスの実証運行を行い生活交通確保のあり方が検討されている。中川村の「地域生活交通システム見直し」は、事業背景や目的が本市のそれと共通するものが多数あり、参考とすべき考え方や手法には以下のようなものが挙げられる。

縦割りを排除した全体の見直し

村営バスやスクールバスだけにとどまらず、過疎地有償運送事

業や福祉有償運送事業までも含めた見直しは、住民本位の利便性と効率性を高める。

自己責任の明確化

交通弱者救済のあり方について、すべてが行政の仕事で、過疎地域の人達に行政がいたれりつくせりの政策を採ることに対する疑問と個人の責任について言及されていた。あくまで生活交通（通学・通院・買物など）が中心であり、場合によっては民間タクシーを利用して頂くことも想定されていた。

市民協働とアドバイザーの設置

住民参加による計画策定で、どこまでを行政が補償するのか（シビルミニマム）が住民に理解されると同時に地域づくりにもよい影響を与える。また、さまざま法規制等への対応や市場調査などには、法律面を熟知した専門家（アドバイザー）による支援が必要である。

財政に負担をかけない

経費は、見直し前の事業費の範囲内に収めることで、利用が増えるほど収入も増加し、見直し後の費用対効果も評価できる。

また、年間1万円で家族乗り放題の定期券、衛星とCATVを活用し、バスの所在地や時刻表をリアルタイムで表示する運行情報発信サービスなどのアイデアで、利用者の負担軽減と利用促進を図る。



バスの所在地、時刻表をリアルタイムで表示

本市においても、行政が大きな費用をかけて一律的な公共交通を提供することが公平なのか十分議論する必要があるのではないかと。京丹後市流の方法はないのか、利用者の意向を十分調査して、公共交通体系を根本的に見直し、確立する時期に来ている。そのための議論を市民協働で始める必要がある。その最終目標は「市民が生活するうえで必要な移動（生活交通）をどうやって確保するか。」である。